

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 平成29年5月31日

SF商法（催眠商法）

〈内容〉

突然男性が訪ねてきて、健康状態を聞いてくるので「腰が痛い」と伝え、これから近所の家で集会を開くから来るようにと言われて行った。営業員が健康について話をしながら「ほしい人」と手を挙げさせ、枕やサポーターを無料で配った。30分ほど話した後布団を出され、「肩こり、腰痛、足の冷えに効く」と言われて20万と高額だったが購入した。いざ使ってみると効果を感じないので、クーリング・オフしたい。(80代、女性)

★ 消費生活センターからのアドバイス

- 日用品等を格安で販売し、お得な気持ちにさせ、ハイハイと手を上げるなどして雰囲気盛り上げた後に、高額な商品を購入させる手口で、SF（催眠）商法といいます。
- いったん会場に入ってしまうと、雰囲気にもまれたり、強引に勧められたりして契約してしまいがちです。「格安」「無料」と誘われても出向かないようにしましょう。
- また、健康用具等の「お試し（無料）体験」などで、「痛みが取れた」「楽になった」と言われ、高額の商品を購入させられる事例もあっています。
- この契約の場合は、クーリング・オフが可能です。クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など、十分に考える余裕のないまま契約をしたときに、無条件で契約を解除できる制度です。契約書面を受け取った日を含む8日間以内に書面で業者に通知します。

※ おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



★ おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) … 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)
佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)
島原市消費生活センター
(0957-62-9100)
諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)
大村市消費生活センター
(0957-52-9999)
平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)
松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)
壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)
五島市消費生活センター
(0959-72-6144)
西海市消費生活センター
(0959-37-0145)
雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)
南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)
※ 各町にも相談窓口があります